

事務連絡
令和4(2022)年9月30日

一般社団法人 北海道農業土木測量設計協会事務局長 様
一般社団法人 北海道農業建設協会事務局長

農政部農村振興局事業調整課
主幹(事業契約)
課長補佐(設計積算)

大雨等に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について

令和4年8月3日からの大雨等により、道内の一部地域においては農地への浸水等が生じるなど、大きな被害が発生しております。今後も台風等による災害の発生も予想され、当面の災害復旧対策を優先的かつ円滑に行うことが必要です。

つきましては、災害応急対策を実施する上で必要に応じ、各(総合)振興局が発注した農業農村整備に係る工事及び委託業務について、次のとおり、適切に取り扱われるようお願いいたします。

記

1. 工事中止命令等について

当面の災害復旧対策を優先して行うための工事一時中止命令等の措置については、建設工事請負標準契約書書式第19条第2項において、発注者が必要であると認めるときは、工事中止をさせることができることとされていますが、当面の災害応急対策のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であり、かつ、災害協定等に基づき、当該施工中の工事の施工会社がこれらを行う必要があると認められる場合には、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該工事中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止の指示や工期の延長等の措置を適切に実施して頂きますようお願いいたします。

2. 委託業務に係る委託期間の延長について

受託者が関係機関から災害復旧に必要となる調査の依頼を受け、その調査に時間要し、受託中の業務に遅れが生じるため、委託期間の変更請求があった場合は、委託業務標準約款第21条の規定に基づき、委託期間の延長等の措置を適切に実施して頂きますようお願いいたします。

〔設計積算係 27-184〕
〔調整係 27-169〕